

令和6事業年度 事業報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日



独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構(エルモ)

Labor Management Organization for USFJ Employees Incorporated Administrative Agency

- 令和7年 6月 -

理事長によるメッセージ

- わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要です。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、その際に必要となる労働力（労務）は、日米地位協定によりわが国の援助を得て充足されることになっており、このように在日米軍基地で働く労働者（駐留軍等労働者）は、在日米軍の駐留を支える重要な存在です。

- 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（LMO : Labor Management Organization for USFJ Employees, Incorporated Administrative Agency 以下「エルモ」という。）は、在日米軍の駐留を支える重要な存在である駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍の活動に必要な労働力の確保を図ることを目的として、平成14年4月1日に設立され、平成27年4月1日以降、行政執行法人として運営されています。

- エルモは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、防衛大臣（主務大臣）が定める業務運営に関する事業年度ごとの目標を達成するための計画を作成し、業務の着実な実施に努めています。

また、毎事業年度における業務の実績については、同法に基づき防衛大臣の評価を受けることにより、国民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化及びその他業務運営に関する各種施策等の推進などに反映し、円滑かつ確実な業務運営につなげています。

- 具体的には、駐留軍等労働者の募集業務において、ポスター、パンフレット、メディア等を活用することにより、募集情報、業務内容等をより分かりやすく発信とともに、駐留軍等労働者の福利厚生業務において、仕事と生活との調和の実現に向けた両立支援及び女性活躍推進等への取組、駐留軍等労働者の健康の保持増進の一層の充実、受講者の意見を踏まえた退職準備研修の実施などにより、サービスその他の業務の質の向上に努めています。

また、駐留軍等労働者の業務全般において、行政手続のデジタル化推進の観点から、令和5年10月に開始した各種申請・届出の電子化に加え、令和7年1月から駐留軍等労働者に対する給与明細その他各種お知らせの電子交付を開始するなど、サービスの向上及び業務運営の効率化に取り組んでいます。

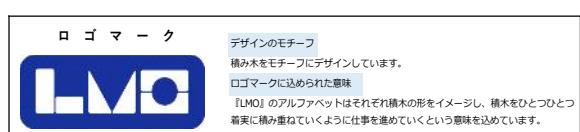
さらに、駐留軍等労働者の業務の周知宣伝を行うための現行のエルモホームページについて、より「分かりやすい」、「利用しやすい」ものとするため、内容の刷新を図り、令和7年度中にリニューアルしたものを公開すべく、所要の作業を開始したところです。

- このように、エルモは、駐留軍等労働者の労務管理等の業務の確実な実施を通じて、日米同盟の一翼を担う使命を果たし続けるとともに、国民の皆様方の期待に応えるため、役職員が一丸となって、駐留軍等労働者へのサービスその他の業務の質の向上等を目指し、たゆまぬ努力をしてまいる所存ですので、引き続き御理解と御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 本報告書が、駐留軍等労働者の皆様方を始め、国民の皆様方のエルモの諸活動に対する御理解の一助となれば幸いです。

独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構

理事長 廣瀬 行成



目 次

1 エルモの目的及び業務内容	1
(1) エルモの目的	1
(2) エルモの主な業務内容	1
2 国の政策におけるエルモの位置付け及び役割	1
3 年度目標の概要	3
4 運営基本理念及び役職員の行動指針	5
5 事業計画の概要	6
6 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
(1) ガバナンスの状況	8
(2) 役員の状況	9
(3) 職員の状況	9
(4) 重要な施設等の整備等の状況	10
(5) 純資産の状況	10
(6) 財源の状況	11
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	11
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	13
7 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	14
(1) リスク管理の状況	14
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	15
8 業務の適正な評価に資する情報	17
9 業務の成果及び当該業務に要した資源	19
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	19
(2) 自己評価	25
(3) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	26
10 予算及び決算の概要	27
11 財務諸表の要約	27
12 財政状態及び運営状況の機構の長による説明	29
(1) 財務諸表の概要	29
(2) 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況	29

1 3 内部統制の運用状況	31
1 4 エルモに関する基礎的な情報	34
(1) 沿革	34
(2) 設立に係る根拠法	34
(3) 主務大臣（主務省所管課）	34
(4) 組織図（令和6年度末現在）	35
(5) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地	36
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	40
(7) 主要な財務データの経年比較	40
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	41
1 5 参考情報	43
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	43
(2) その他公表資料等との関係の説明	45

1 エルモの目的及び業務内容

(1) エルモの目的（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「機構法」という。）第3条）

エルモは、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍に必要な労働力の確保を図ることを目的としています。

(2) エルモの主な業務内容（機構法第10条）

- ① 労務管理：駐留軍等労働者の人事措置、募集等に関する業務
- ② 給与：駐留軍等労働者の給与、退職手当、旅費の計算等に関する業務
- ③ 福利厚生：駐留軍等労働者の制服及び保護衣の購入及び貸与、成人病予防健康診断等に関する業務

2 国の政策におけるエルモの位置付け及び役割

わが国は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき、米国に施設及び区域を提供し、米国はその軍隊をわが国に駐留させてています。

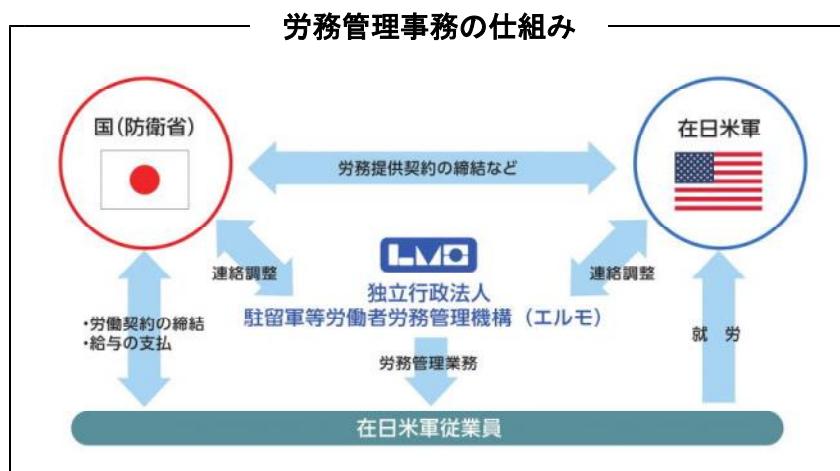
在日米軍がその任務を達成するために必要な労働力は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「地位協定」という。）第12条4により、「日本国の当局の援助を得て充足される」ととなっています。

このことから、防衛省は、在日米軍の任務達成のために必要な労務の円滑な充足と労働者の権利利益の擁護を図るとの観点から、駐留軍等労働者を雇用し、その労務を提供するいわゆる「間接雇用方式」をとってきています。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍の間で、

- ① 各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等を対象とする基本労務契約「Master Labor Contract(MLC)」
- ② 非戦闘的勤務として在日米軍用船舶に乗り込む船員を対象とする船員契約「Mariner's Contract(MC)」
- ③ 施設内の食堂、売店等の地位協定第15条に規定する諸機関のコック、販売員等を対象とする諸機関労務協約「Indirect Hire Agreement(IHA)」

の労務提供契約が締結されています。



これらの労務提供契約においては、提供される駐留軍等労働者の資格要件、労務管理の方法、日米の業務分担、給与その他の勤務条件の内容、労務経費の日米負担区分等、在日米軍への労務提供に関する具体的諸条件が細かく取り決められています。

労務提供契約における日本側の労務管理等事務は、防衛省とエルモとが分担して処理しています。

防衛省は、在日米軍との労務提供契約の締結、所要経費の概算要求等の基本に関する事務及び雇用主として自ら実施する必要のある事務を所掌し、エルモは、労務管理等事務のうち、防衛省が所掌する事務を除く募集、人事手続、給与等の計算、福利厚生の実施等及び駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件に係る調査・分析・改善案の作成等の事務を所掌しています。

駐留軍等労働者の令和6年度末の在籍者数

(単位:名)

	MLC	MC	IHA	計
令和6年度末	20,770	13	4,900	25,683

さまざまな職種で働く駐留軍等労働者



消防業務に従事する駐留軍等労働者（MLC）



環境保全業務に従事する駐留軍等労働者（MLC）



船員業務に従事する駐留軍等労働者（MC）



接客業務に従事する駐留軍等労働者（IHA）

3 年度目標の概要

防衛大臣（主務大臣）は、通則法第35条の9第1項に基づき、エルモが達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標である「年度目標」を定めています。令和6年度「年度目標」に掲げる項目及び主な内容は次の表のとおりです。

詳細については、ホームページ（年度目標）をご覧ください。

令和6年度年度目標と主な指標等	
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	
1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	
・ 雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施すること。	
・ 労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率：95%以上〔困難度：高〕	
・ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要が生じた場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施すること。	
給与の支給に関する業務	
2 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	
・ 給与の支給に関する業務を円滑かつ確実に実施すること。	
・ 駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提供すること。	
福利厚生の実施に関する業務	
3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	
・ 福利厚生の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施すること。	
・ 退職準備研修における受講者の満足度：95%以上	
・ 「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、所要の対策を行うこと。	
第3 業務運営の効率化に関する事項	
1 業務の効率化・組織改編	
(1) 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。	
(2) 機構運営関係費（人件費、事務室等借料、法令等により生じる義務的経費及び特殊要因を除く。）については、前年度から3%の縮減を図ること。	
(3) 在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、同システム等の安定的な稼働を確保するなど、適切な整備及び管理を行うこと。 あわせて、業務の一層の効率化を図るために、同システム等の次期換装について、令和7年1月1日から本稼働を開始すること。	
2 調達等合理化の取組の推進	
・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	
第4 財務内容の改善に関する事項	
・ 適正な財政管理を行い、第3の1(2)を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持すること。	

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 給与水準の適正化等

- ・ 機構の役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を厳しく検証した上で、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

2 機構の広報活動

- ・ 年4回以上の広報誌の発行

3 保有資産に係る措置

- ・ 保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講ずること。

4 内部統制の推進

- ・ 内部統制に係る教育の実施、的確なリスク管理

5 情報セキュリティの対策の推進

- ・ 情報セキュリティ対策ベンチマーク ver. 5.1（令和4年3月22日公開独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断スコア：平均4.0以上〔困難度：高〕

6 情報公開・個人情報の保護

- ・ 情報公開への適切な対応
- ・ 個人情報の保護に関する周知及び教育の実施

※ 水色はセグメントを表している。

セグメントとは、一定の事業等のまとまりごとであり、エルモの事業においては、雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務、給与の支給に関する業務並びに福利厚生の実施に関する業務の3つに区分している。

4 運営基本理念及び役職員の行動指針

エルモは、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書（平成14年4月1日内閣総理大臣認可。以下「業務方法書」という。）第12条に基づき、法人運営に関する基本的事項である運営基本理念を策定し、役職員の行動指針を定めています。

運営基本理念

- ◆ **私たちの使命「平和と安定への貢献」のために**
私たちの使命は、在日米軍が求める労働力の確保を通じて、日米の安保体制の強化に寄与することにより、わが国ひいてはその周辺地域の平和と安定の維持に貢献することです。
私たちは、この使命を果たすために、次のような基本的な理念の下、組織及び業務を運営してまいります。
- ◆ **適切な業務遂行**
私たちは、防衛省及び在日米軍と密接に連携し、正確かつ着実な業務の遂行に努めてまいります。
- ◆ **働く人への思いやり**
私たちは、在日米軍施設で働く労働者をしっかりとサポートし、より良いサービスの提供を行ってまいります。
- ◆ **信頼される組織**
私たちは、日々の仕事を通じて、在日米軍やそこで働く労働者、さらには国民の皆様からの信頼の維持に努めてまいります。

役職員の行動指針

(法令等の遵守)

第1 役職員は、法令や規程等を遵守し、高い倫理観と良識を持って職務に当たらなければならない。

(職務専念義務)

第2 役職員は、自らの役割を十分に理解した上で、それぞれの職務に専念しなければならない。

(適正な会計・契約処理)

第3 役職員は、機構の業務運営が基本的に公的資金に依拠していることを踏まえ、適正な会計・契約処理を行わなければならない。

(厳正な情報管理)

第4 役職員は、在日米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の労務管理業務を実施しているという特殊性を踏まえ、個人情報や職務上知り得た秘密を厳正に管理するとともに、情報セキュリティを維持・強化しなければならない。

(適切な情報開示)

第5 役職員は、説明責任を果たすべく、適時適切な情報開示に努めなければならない。

(災害等への対応)

第6 役職員は、災害等の事態に対しても所要の業務が継続できるよう備えなければならない。

(健全な職場環境の形成)

第7 役職員は、個人の尊厳を尊重し、秩序と活力ある職場環境の形成に努めなければならない。

5 事業計画の概要

エルモでは、年度目標の確実な達成に取り組むため、事業計画を作成しています。令和6年度事業計画の項目及び主な指標等は次の表のとおりです。

詳細については、ホームページ（事業計画）をご覧ください。

令和6年度事業計画と主な指標等	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	
1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	
・ 雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施する。	
・ 労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、95%以上の維持に努める。	
・ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要が生じた場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施する。	
給与の支給に関する業務	
2 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	
・ 給与の支給に関する業務を円滑かつ確実に実施する。	
・ 駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提供する。	
福利厚生の実施に関する業務	
3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	
・ 福利厚生の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施する。	
・ 退職準備研修における受講者の満足度が95%以上になるよう努める。	
・ 「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、駐留軍等労働者に対し、育児・介護制度の周知等を行う。	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務の効率化・組織改編	
(1) 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進める。	
(2) 機構運営関係費（人件費、事務室等借料、法令等により生じる義務的経費及び特殊要因を除く。）については、前年度を基準として3%の縮減を図る。	
また、物件費については、計画的・効率的に執行し、自己評価を毎四半期に行なった上で、適切な見直しを行う。	
(3) 在日米軍従業員管理システム等について、安定的な稼働（システム稼働率：99.9%以上）を確保するなど、適切な整備及び管理を行う。	
あわせて、業務の一層の効率化を図るため、同システム等の次期換装について、令和7年1月1日から本稼働を開始する。	
2 調達等合理化の取組の推進	
・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。	
・ 契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。	

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- ・ 適正な財政管理を行い、第2の1(2)を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持する。

第4 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

2 人事に関する計画

- (1) 円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。
- (2) 年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。
- (3) 職員の心身の健康を確保するためメンタルヘルス対策の充実に取り組むとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境の整備を図る。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組として、女性職員の採用及び登用を積極的に推進する。

3 積立金の使途

- ・ 令和5年度繰越積立金は、令和5年度以前に取得し令和6年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。

第8 その他

1 給与水準の適正化等

2 機構の広報活動

3 保有資産に係る措置

4 内部統制の推進

5 情報セキュリティの対策の推進

6 情報公開・個人情報の保護

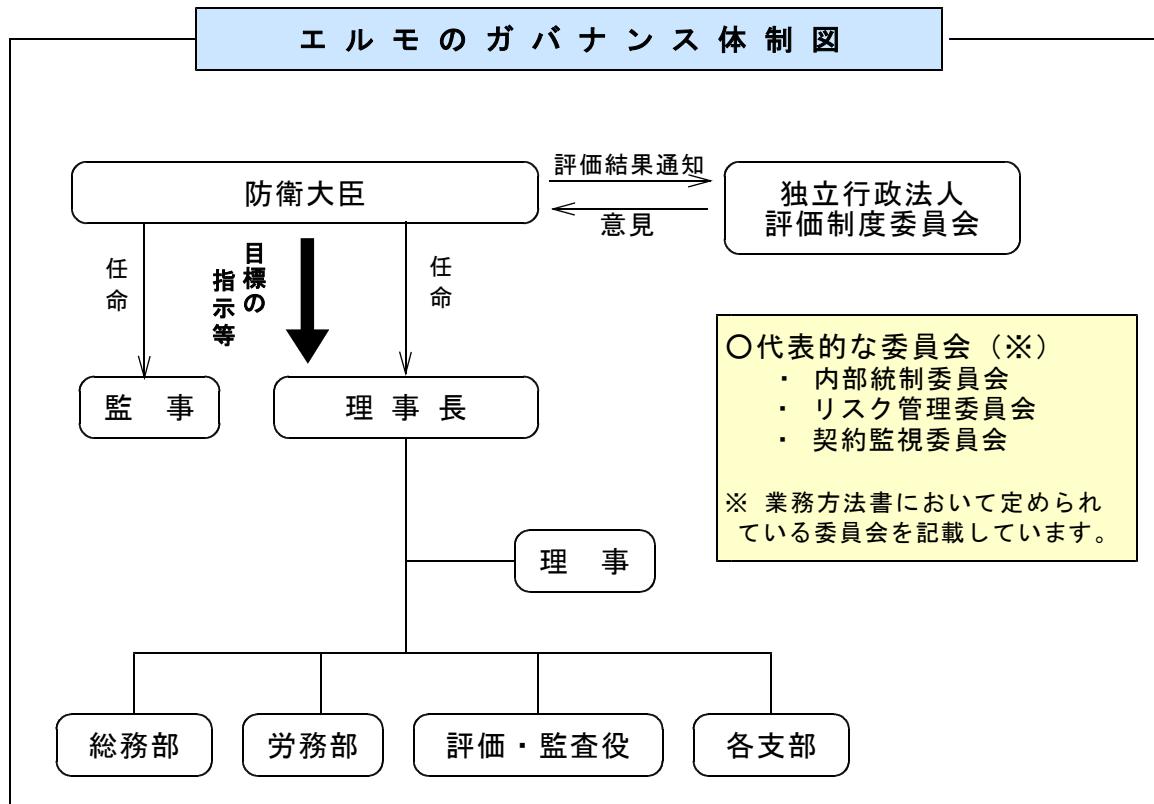
※ 水色はセグメントを表している。

6 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は、次の図のとおりです。

ガバナンスの状況については、内部統制機能の有効性チェックのため、内部統制委員会などの外部有識者を含む委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しています。



内部統制システムの整備の詳細については、ホームページ（業務方法書）をご覧ください。

(2) 役員の状況

① 役員の状況（令和6年度末現在）

役職	氏名	任期	経歴
理事長	廣瀬 行成	自 令和 4年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日	昭和59年 4月 防衛庁入庁 平成29年 7月 財務省名古屋税関長 平成30年 8月 防衛研究所長 令和 2年 1月 退職 令和 2年 4月 ホテルグランドヒル市ヶ谷館長
理事	高橋 祐一	自 令和 6年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日	平成5年4月 防衛庁入庁 令和元年7月 内閣官房内閣参事官 令和3年7月 防衛大学校総務部教務課長 令和4年8月 防衛省情報本部画像・地理部
理事 (非常勤)	坂川 健太郎	自 令和 4年10月 1日 (令和6年10月1日再任) 至 令和 8年 9月30日	昭和60年 4月 防衛施設庁入庁 令和元年 7月 近畿中部防衛局総務部長 令和 3年 4月 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理 機構労務部長 令和 4年 3月 退職
監事	井村 和夫	自 令和4年 6月14日 至 理事長の任期末日を含む 事業年度についての財務諸 表承認日まで	昭和62年 4月 ティック株式会社入社 平成22年 7月 電機連合中央執行委員 平成26年 9月 日本労働組合総連合会政治局局長 平成27年10月 同 常任中央執行委員
監事 (非常勤)	菱山 園子	自 平成30年 6月16日 (令和4年6月14日再任) 至 理事長の任期末日を含む 事業年度についての財務諸 表承認日まで	平成14年10月 あづさ監査法人入社 平成19年 4月 株式会社オールアバウト 平成21年 9月 プラムフィールドアドバイザリー 株式会社 平成26年 4月 公認会計士菱山園子事務所

② 会計監査人の氏名または名称

通則法第39条第1項に基づき、会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人から除かれています。

(3) 職員の状況

① 職員の状況

令和6年度末における常勤職員数は、271名であり、平均年齢は40.5歳（前年度は40.4歳）です。

このうち、国からの出向者は51名です。

② 女性活躍推進・次世代育成支援に関する取組状況

エルモでは、女性活躍推進法に基づき、女性職員の個性と能力が十分発揮できるよう行動計画を策定し、積極的な女性職員の採用や女性職員のキャリアアップに係る研修への参加機会を確保し女性管理職育成に努めるなど、女性活躍を推進しています。

また、次世代育成支援対策法に基づき、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるよう行動計画を策定し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備に努めています。

行動計画の主な目標と取組状況は以下のとおりです。

主な目標	取組状況
採用者に占める女性の割合を30%以上	(令和6年4月1日新規採用者) 全 職 員 : 73.3% 常 勤 職 員 : 42.9% 非 常 勤 職 員 : 100.0%
管理職（部長及び課長相当職）に占める女性の割合を5%以上 役員に占める女性の割合を20%以上	(令和6年4月1日時点) 管 理 職 : 5.7% 役 員 : 20.0%
女性職員の育休取得率を100% 男性職員の育休取得率を30%以上	(令和6年度実績) 常勤女性職員 : 100.0% 常勤男性職員 : 80.0% 非常勤職員 : 100.0%
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇促進	(令和6年度実績) 常勤職員配偶者出産休暇 : 80.0% 育児参加のための休暇 : 100.0% 非常勤職員 : 対象者なし

「女性活躍推進・次世代育成支援」に関する行動計画の詳細については、ホームページ（他の公表事項）をご覧ください。

（4）重要な施設等の整備等の状況

- ① 令和6年度中に完成した主要施設等
 - ② 令和6年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充
 - ③ 令和6年度中に処分した主要施設等
- は、いずれもありません。

（5）純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	849	-	-	849
資本金合計	849	-	-	849

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和6年度は、目的積立金の申請を行っていません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	4,070	100
その他の収入	0	0
合計	4,070	100

※ 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

② 自己収入に関する説明

自己収入はありません。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

エルモは、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、全ての職員が活躍できる環境の整備、女性活躍推進に配慮した調達、中小企業や障害者就労施設等に配慮した調達、環境に配慮した調達及びDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいます。

区分	取組	取組の概要	
全ての職員が活躍できる環境の整備	女性活躍推進	<p>女性職員の個性と能力が十分発揮できるよう行動計画を策定し、積極的な女性職員の採用、キャリアアップに係る研修への参加機会の確保により女性管理職の育成に努めるなど女性活躍を推進</p> <p>詳細については、ホームページ（その他の公表事項）をご覧ください。</p>	 5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくす
	次世代育成支援	<p>仕事と子育ての両立や職員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員が能力を十分発揮できるよう行動計画を策定し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境を整備</p> <p>詳細については、ホームページ（その他の公表事項）をご覧ください。</p>	
	障害を理由とする差別の解消の推進	<p>障害を理由とする差別の解消に関する対応要領を定め、不当な差別的取扱いを禁じ、障害者への合理的配慮を提供するなど、障害を理由とする差別の解消を推進</p> <p>詳細については、ホームページ（規則等）をご覧ください。</p>	
	職場環境の整備	<p>事業計画において、メンタルヘルス対策の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境の整備に係る項目を設定し、まとめた年次休暇の取得や定時退庁、テレワークの活用などを通じて良好な職場環境の整備を推進</p>	
女性活躍推進に配慮した調達	女性活躍推進に向けた公共調達に関する取組	総合評価落札方式及び企画競争方式の調達の審査において、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定等）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定等）及び若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定）を加点評価するなどの取組を実施	

区分	取組	取組の概要	
中小企業や障害者就労施設等に配慮した調達	中小企業者からの調達	<p>官公需予算総額に占める中小企業者向けの契約金額の比率を8.8%、金額を約4億円とし、新規中小企業者向け契約目標について前年度までの実績を上回るよう努めるなどの方針を定め、中小企業者の受注機会の増大を推進</p> <p>詳細については、ホームページ（中小企業者からの調達）をご覧ください。</p>	
	障害者就労施設等からの物品等の調達	<p>障害者就労施設等からの物品等の調達が前年度の実績額を上回ることなどの方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進</p> <p>詳細については、ホームページ（障害者就労施設等からの物品等の調達）をご覧ください。</p>	
環境に配慮した調達	環境物品等の調達の推進	<p>エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達し、基準に満たない場合でも環境負荷の少ない製品の調達に努力するなどの方針を定め、重点的に環境物品等の調達を推進</p> <p>詳細については、ホームページ（環境物品等の調達）をご覧ください。</p>	
	温室効果ガスの排出の削減	<p>電動車（ハイブリッド車等）の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達などにより、温室効果ガスの総排出量を2013年度実績比で2030年度までに50%削減することを目標とする取組を実行</p> <p>詳細については、ホームページ（温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約について）をご覧ください。</p>	  
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	電子による申請・届出、給与明細の電子交付	駐留軍等労働者のスマートフォン、パソコン等を通じて、各種申請・届出を行うこと、また、給与明細及びその他書類の電子交付を受けることができるシステムを導入することにより、駐留軍等労働者へのサービス向上を図るとともに、事務手続のデジタル化及びペーパレス化を推進	  

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要です。このため、わが国は、日米安全保障条約に基づき米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安全保障体制の中核的要素となっています。

その中で、エルモは、在日米軍の円滑な運用を支える駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理等を履行する使命を担っており、かかる使命を果たすため、次の①に掲げるとおり、主要な在日米軍施設の近傍に事務所（支部）を置き、在日米軍が必要とする労働力を充足するなど、日米安全保障体制の効果的な運用の確保に寄与しています。

① 主要在日米軍施設の近傍に置かれるエルモの事務所（支部）

わが国の条約上の義務履行の一環としての駐留軍等労働者の労務管理等事務を円滑かつ確実に実施するため、主要な在日米軍施設の近傍にエルモの事務所（支部）を配置しております。これにより、各種申請・届出などのために来所が必要となる駐留軍等労働者の利便性を確保するとともに、在日米軍の現地部隊及び人事担当者との各種調整、駐留軍等労働者の制服及び保護衣の搬入、在日米軍施設内で開催される各種イベントにおける募集周知活動等の迅速かつ効率的な実施に大きく寄与しています。

エルモ事務所（支部）の配置と主な在日米軍施設との位置関係は「14（5）事務所（従たる事務所を含む。）の所在地（P36）」のとおりです。

② 駐留軍等労働者の雇入れに係る対応

駐留軍等労働者の雇入れに当たっては、米軍が自ら行うよりも、労働市場動向等を熟知し、募集方法に精通した国が行なうことが効率的であるため、エルモがその業務を担っています。在日米軍の職種において欠員等が生じた際に、資格要件を満たす人材を、随時ハローワークやホームページ等を活用して求職者を募集し、速やかに在日米軍に紹介しているところです。その職種は1,300以上と多岐にわたっており、資格要件も語学や技術・技能など様々なものが必要とされています。

また、エルモのホームページを閲覧した求職者の有効活用及び利便性の向上という観点から、求職者が希望する在日米軍施設・職種等の情報を登録することにより、その希望に合致する求人情報がホームページに掲載されると、求職者に対して「お知らせメール」が送信される「求人情報提供メールサービス」を導入しています。求職者に対して募集情報を適時提供することにより、一層の応募者獲得と在日米軍への時宜を得た労務提供を図っています。

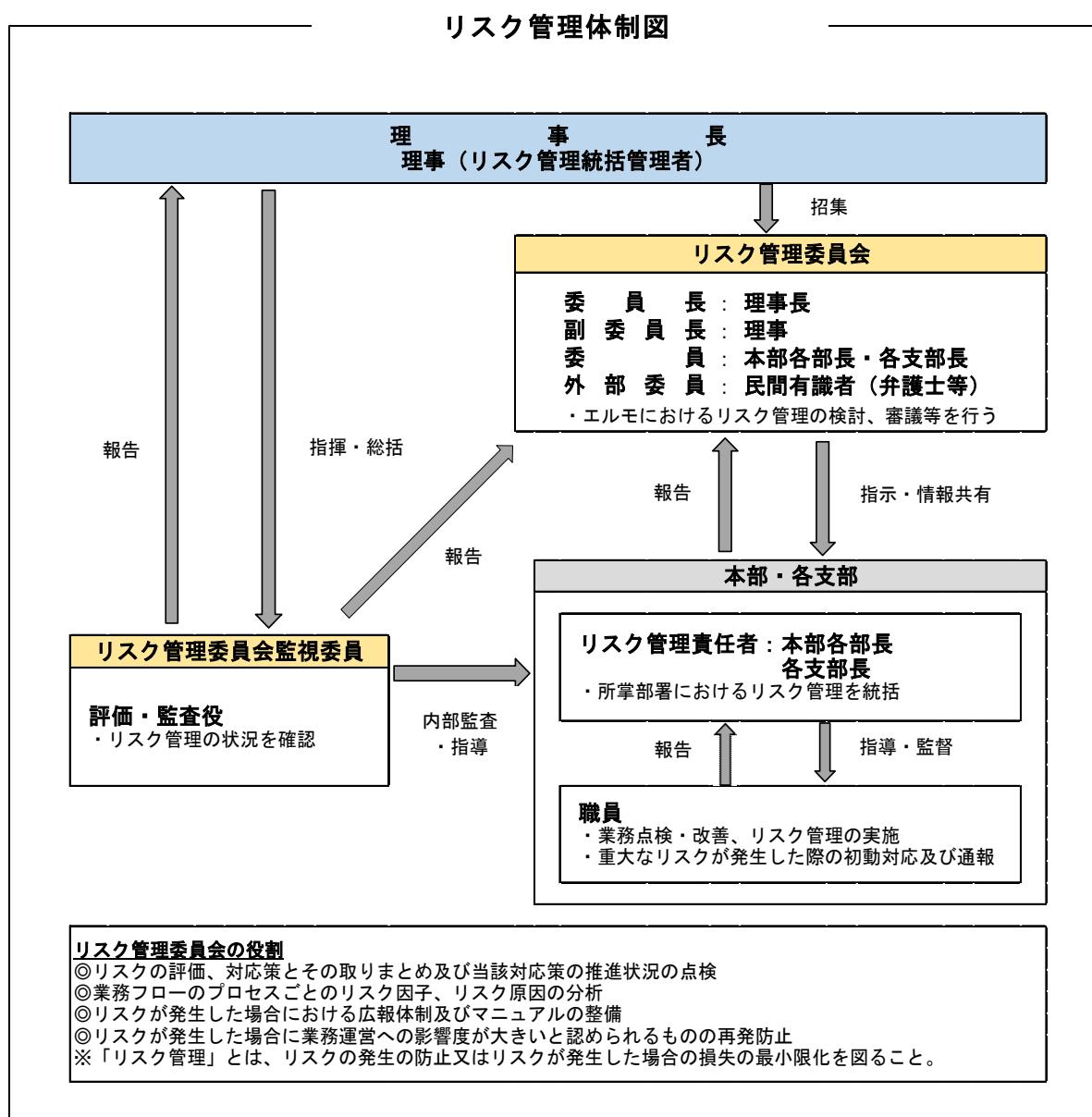
③ 駐留軍等労働者に特化した独自の情報システム

エルモは、駐留軍等労働者の応募受付、勤務時間や休暇の管理、制度改正に対応した給与計算、制服・保護衣の貸与等、駐留軍等労働者に特化した煩雑な業務を円滑かつ確実に実施するため、独自の総合的な情報システムを開発・運用し、適切な整備・管理を図っています。

7 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理に当たっては、エルモのミッション遂行の障害となるリスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、エルモの業務の円滑な運営に資するため、理事長を委員長とするリスク管理委員会（民間有識者である外部委員も含む。）を設置しており、定期的に同委員会を開催し、リスク管理の検討、審議等を行っています。

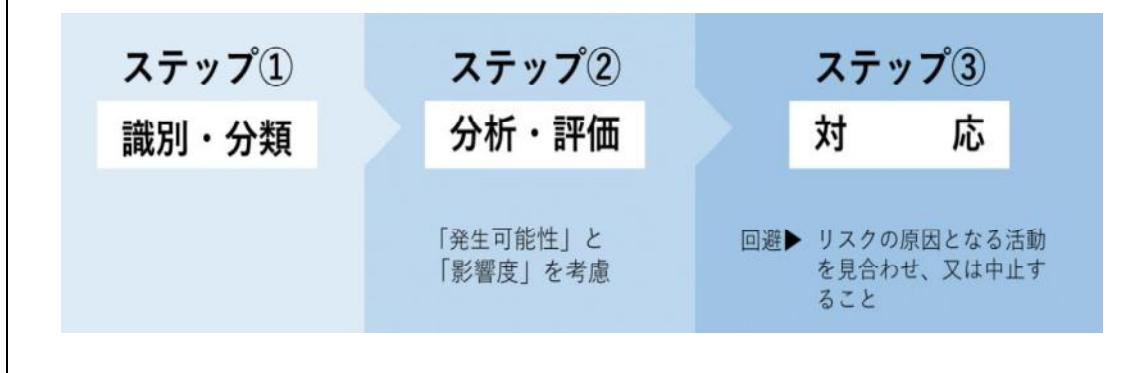


(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

ミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスにより、リスクへの対応を行っています。

リスクの評価と対応における3つのステップ



エルモにおけるリスク及びその対応策（一部抜粋）

リスク・課題	対応策
個人情報及び個人番号の情報漏えい	<ul style="list-style-type: none">PCログイン用の生体認証装置・セキュリティサーバの設置情報セキュリティ規程の周知徹底及び遵守
車両運転中の事故	<ul style="list-style-type: none">安全運転教育の実施「事故発生時の対応マニュアル」の携行米軍基地内交通ルールの教育による交通事故等の発生の未然防止
申請手續等の説明の誤り 問い合わせに対する不適切な対応	<ul style="list-style-type: none">対応マニュアル等の作成・整備接遇研修への参加関係者間での情報共有

② 事故・災害等の発生時の対応状況

大規模地震等の発生時に、エルモが行う駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理、給与並びに福利厚生に関する業務が停止し、混乱が生じるリスクに対し、役職員等の安全確保に努めつつ、エルモの業務の継続性を確保するため、労務管理機構業務継続計画（B C P）を策定しています。令和6年度においても、B C Pに基づき警備保障会社の安否確認システムを利用した安否確認訓練を実施するとともに、さらに、本部においては、徒歩参集訓練、情報システム対策訓練及び東京消防庁の講師によるA E Dの使用方法に係る講習を実施しました。

また、令和6年8月、台風の影響により岩国支部が閉庁となった際には、本部と支部との間及び支部職員との間で密に連携を取りつつ、テレワーク端末を活用し、給与計算をすることで、遅滞なく駐留軍等労働者の給与を支給することができました。

AED講習の様子



③ 情報セキュリティの確保について

情報システム等が保有する個人情報等の漏えい防止及び情報システムの安定的な稼動の確保を図るため、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）（令和5年度版）が令和6年7月24日に改正されたことを踏まえた情報セキュリティ関係規程の見直し、本部及び各支部において実施した役職員に対する情報セキュリティに関する教育及び標的型攻撃メールに対処するための訓練並びに当該規程が遵守されていることを確認するための情報セキュリティ監査を実施しました。

また、情報セキュリティインシデント発生時に適切な対応、判断が行われないリスクに対し、組織的対応能力を強化するため、CSIRT要員及び役職員による情報セキュリティインシデント対処訓練を実施しました。この他に、CSIRT要員6名が、NICT（情報通信研究機構）主催のCSIRT訓練に参加しました。

なお、情報セキュリティ対策ベンチマークver.5.1（令和4年3月22日公開独立行政法人情報処理推進機構作成）による自己診断を実施し、更に外部機関（コンサルティング会社）による確認も行った結果、スコアは平均4.0となり、年度目標に定められた目標値の平均4.0以上を達成しました。

※ CSIRTとは、Computer Security Incident Response Team の略。機関等において発生したサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントに対処するため、当該機関等に設置された体制のこと。

④ 個人情報の安全管理について

保有する個人情報を適切かつ安全に管理するために、「令和6年度個人情報保護教育研修計画」を定め、職員への教育、インシデント発生想定訓練等を実施し、個人情報漏えいのリスク防止等の安全管理に努めました。

具体的には、本部個人情報保護担当者による初任研修での教育及び個人情報保護の現場責任者である各支部保護管理者を始めとする全職員への教育のほか、情報セキュリティインシデントの発生により保有個人情報が漏えいしたことを想定した個人情報漏えい対処訓練を実施し、リスクへの対応を強化しました。

また、役職員の使用するパソコンへの個人情報の安全管理に係るポップアップ画面の表示のほか、個人情報保護に係る理解度を確認するためのミニテストを実施し、個人情報保護における意識の向上を図りました。

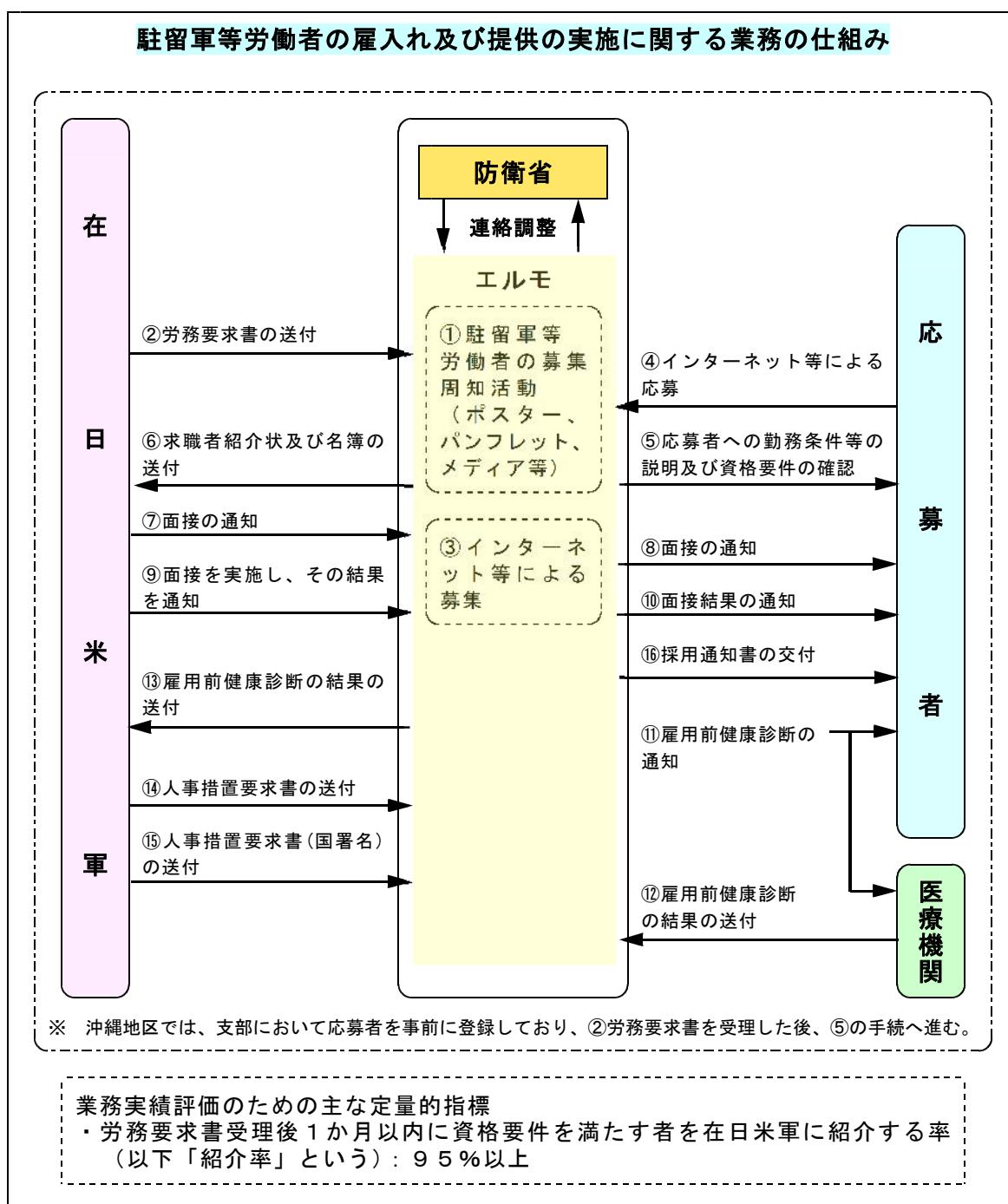
8 業務の適正な評価に資する情報

令和6年度のエルモの各業務についての理解とその評価に資するため、主要な業務の概要及び主な業務スキームを示します。

① 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務

エルモは、在日米軍からの労務要求による募集及び労務管理業務（採用・昇格・辞職等の人事措置の事務手続）の実施、駐留軍等労働者からの申請による雇用に係る各種証明書の発行等を実施しています。

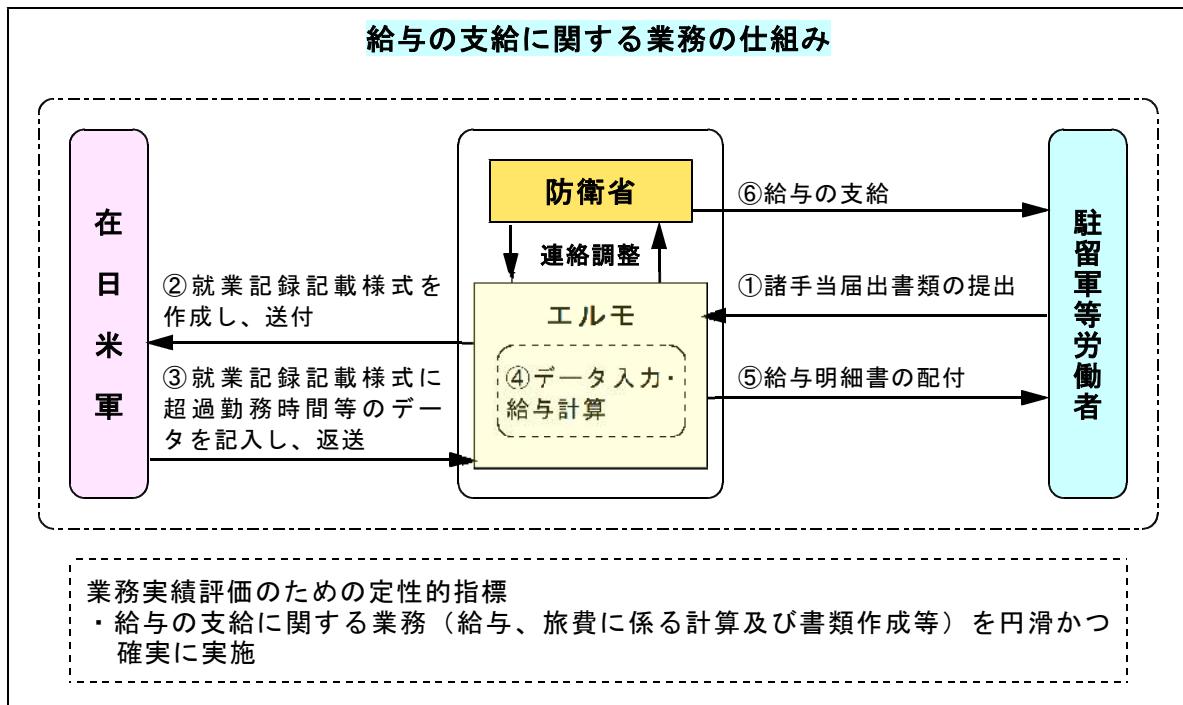
また、在日米軍からの労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介するため、ポスター及びパンフレットを作成し、地方公共団体、公共職業安定所（ハローワーク）、学校等へ配布するとともに、駅、郵便局、バス、電車等にポスターを掲示しました。また、本部及び各支部はインターネット求人サイト、X等を利用し、メディアを活用した募集の周知活動に努めています。



② 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務

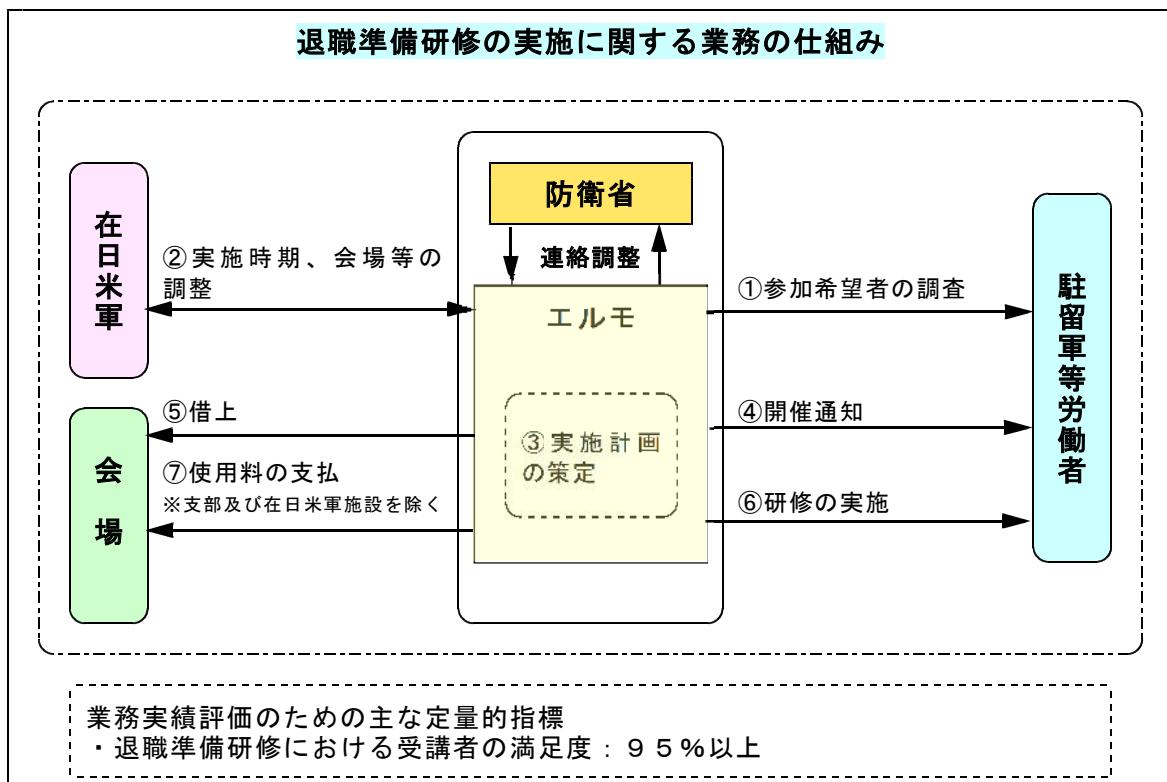
エルモは、駐留軍等労働者の給与及び旅費の支給に当たり、在日米軍から提出された就業記録及び旅行許可証の確認を行い、計算及び支給に関する書類を作成しています。

また、駐留軍等労働者からの諸手当届出の受理・審査、諸手当の受給資格の随時確認の実施、給与関係の証明書類の発行等、給与に関する様々な業務を実施しています。



③ 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務

エルモは、駐留軍等労働者に対する福利厚生事業として、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修、成人病予防健康診断及び心の健康に係る相談業務等の実施のほか、業務災害を受けた駐留軍等労働者に対する特別援護金の支給などを行っています。



9 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

エルモは、在日米軍に必要な労働力の確保を図るという目的を達成するため、事業計画に沿って各業務に取り組み、年度目標の達成に向け、適切な事業運営を行ってまいりました。

令和6年度の主要な業務成果・業務実績は次のとおりです。

① 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務

駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等）については、在日米軍からの労務要求による募集及び人事措置の事務手続並びに駐留軍等労働者からの申請による各種証明書の発行への対応等、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施しました。

また、駐留軍等労働者の募集について、令和6年度においては、前年度から引き続き事業計画に定める目標値「在日米軍から労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率（紹介率）」が95%以上（困難度「高」）とされたことから、従前から実施しているインターネット求人サイト等の活用、在日米軍が求める高度な技術力を有する人材を確保するための大学等訪問や企業説明会への参加推進等に加え、ハローワークで求職者に直接説明できるイベント（「街ングジョブ」等）の開催の回数を大幅に増やし、また、新たに支部主催の採用説明会を開催するなど、募集周知活動の一層の強化を図りました。

その結果、前年度（92.4%）を上回る95.8%となり、目標値を達成しました。

募集活動



ポスターの掲示（JR 新青森駅）



ポスターの掲示（岩国錦帯橋空港）



街ングジョブ（横須賀支部）



駐留軍等労働者 募集説明会（沖縄支部）

インターネット等を活用した募集活動



公式Xアカウント



求人情報提供メールサービス

② 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務

駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）については、在日米軍から提出された、就業記録に基づく給与計算及び旅行許可証に基づく旅費計算の実施、四手当随時確認の実施、各種証明書の発行、年末調整など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、概ね円滑に実施しました。

また、防衛省からの依頼に応じ、令和6年度は47件の給与に係る調査を行い、提供したことにより、行政施策の企画立案に資することができました。

令和6年度月例給与、夏季手当・年末手当、給与改定差額の支給対象者数及び金額

(単位:名、百万円)

区分	月例給与	夏季手当・年末手当	給与改定差額	計
対象者数（延べ）	315,466	51,880	27,598	394,944
金額	103,918	33,105	5,457	142,479

業務の様子



給与計算業務



各種手当の受理・審査

(3) 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務

駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施しました。
実施状況については、次のとおりです。

区分		令和6年度	概要
災害見舞金	支給件数	0件	
	支給額	-	水害や火災、震災、台風その他の天災地変により、駐留軍等労働者の財産が損害を受けたり、駐留軍等労働者又はその被扶養者が亡くなった場合に見舞金を支給しています。
制服及び保護衣	購入額	352,654千円	特定の職種の駐留軍等労働者に対し、職務上必要な制服及び保護衣を貸与しています。
退職準備研修	受講者数	466名	50歳以上の駐留軍等労働者に対し、今後の生活設計、退職手当制度、定年後の雇用制度、年金制度など退職後の生活に必要な知識を習得してもらうためのセカンドライフプランセミナーを実施しています。
成人病予防健康診断	受診者数(延べ)	10,902名	国(防衛省)が実施する定期健康診断以外に胃、子宮ガン、乳ガン、大腸ガン及び肺ガンの5項目の検査を、定期健康診断の受診対象年齢ではない者に対し、心電図及び肝機能検査の2項目を、検査項目ごとの対象年齢のうち希望する駐留軍等労働者に対し実施しています。
心の健康に係る相談	相談件数(延べ)	237件	駐留軍等労働者及びその家族の心の健康対策として、精神的不安、自信喪失等に起因する職場不適応などの軽減、解消を図るために、外部専門機関に相談窓口を設置しています。
職場生活相談	相談件数(延べ)	273件	駐留軍等労働者が抱える職場及び家庭生活における悩み又は不安等を軽減・解消するための相談窓口を各支部に設置しています。
特別援護金	支給額	37,124千円	駐留軍等労働者が業務災害又は通勤災害の療養のため無給となった場合、負傷又は疾病が治ったときに身体に障害が残った場合、又は死亡した場合で労災保険法の給付等を受けた駐留軍等労働者等に対し、休業特別援護金、障害特別援護金又は遺族特別援護金をそれぞれ支給しています。
健康管理室	保健指導等件数	5,782件	駐留軍等労働者の健康の保持増進を図るため、防衛省と連携し、防衛省が契約する産業医及び保健師の活動拠点として、各支部(京丹後支部を除く。)に健康管理室を設置し、産業医及び保健師による駐留軍等労働者への保健指導、健康相談等を実施しています。

退職準備研修については、令和6年度において、事業計画に定める目標値「受講者に対する実施したアンケート調査での満足度」が引き続き95%以上であることから、前年度までに実施したアンケート調査結果等を踏まえ、効果的な研修となるよう、外部講師との綿密な事前調整の実施や日本語が不得手な受講者のための英語版テキストの作成、研修前に受付した質問に対し、講義の中で説明する等、入念な準備と細やかな工夫を行い、受講者の理解が深まるよう取り組みました。

その結果、満足度は97.2%となり、目標値を達成しました。

退職準備研修の様子



三沢支部実施



沖縄支部実施

メンタルヘルス対策への取組の推進として、ストレスの要因や心の病気の予防、パワーハラスマントなどについて分かりやすく解説したメンタルヘルス小冊子を作成し、全ての新規採用者に配布しました。

メンタルヘルス小冊子

**メンタルヘルス
ガイドブック**

防衛省
独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構
(エルモ)

ストレスとうまくつきあう

ポイント1 リラクゼーション法を身につける

自分に合ったリラクゼーション法を身につけておくことはストレス社会を生きる私たちにとって強い武器になります。リラクゼーション法には、呼吸法や自律訓練法など様々な方法がありますが、中でもストレッチングは特別な器具や道具を用いることなく、場所や時間もとらず手軽に行えます。

ストレッチングとは

筋肉をゆっくり伸ばすストレッチングは、筋肉の緊張を緩め、血行を促し、心身のリラクスに効果的です。長時間同じ姿勢で立ったり、座っていたりするときも筋肉は、緊張しています。

仕事の合間などでストレッチングを行うことによって筋肉の緊張がほぐれ、次の作業を効率的にすみめることができるのでしょう。

ストレッチングのポイント

- ①はずみをつけずにゆっくり伸ばす
- ②呼吸は止めずに自然に行う
- ③10~30秒間伸ばし続ける
- ④痛みを感じるところまで伸ばさない(無理はしない)
- ⑤伸ばしている部位に意識をむける
- ⑥笑顔で行う

出典:厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構「Sehureこころの健康気づきのヒント集」から引用

心の健康に係る相談及び職場生活相談業務の周知を目的としたポケットカードを作成し、全ての駐留軍等労働者に配布しているほか、広報誌「LMO」において各相談窓口やメンタルヘルス小冊子について周知しました。

心の健康に係る相談及び職場生活相談業務の周知



裏面(三沢支部)
在日米軍従業員のためのホットライン
(職場生活相談)

情報における悩み又は不安等について、支部職員が電話又は面談で相談に応じます。※面談希望者は、原則として事前予約をお願いします。
プライバシーは完全に守られます。どうぞお気軽に御相談ください。

三沢支部相談窓口
0176-X X X X
受付 月～金 9:00～17:00
(日本の祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。)
LMO 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(エルモ)
ホームページアドレス: <https://www.lmo.jp>

裏面(共通)
心の健康相談

ストレス等による心の健康について、各種カウンセラー資格・経験を有する専門家が電話、オンライン面談又はメールで相談に応じます。
従業員とその家族の方が相談できます
プライバシーは完全に守られます。どうぞお気軽に御相談ください。

電話相談センター、オンライン面談予約受付
0120-X X X X
受付 毎日24時間
月～土 09:00～17:00
※オンライン面談は、日本の祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。
メールカウンセリング
<https://x x x x> 受付 每日24時間

(03-2044) JAPAN ENGAGEMENT EDUCATION TEL. 88

心身の健康維持にお役立てください
～在日米軍従業員のための福利厚生施策～



QRコード 心の健康相談
各種カウンセラー資格を有する専門家が様々な悩みなどの相談に応じます。

QRコード メンタルヘルスガイドブック
メンタルヘルスに関する様々な情報をお届けします。

QRコード 職場生活相談
エルモ職員が職場生活におけるハラスメントや悩みなどの相談に応じます。

QRコード 健康管理室
生涯医療や保健医が健康に関する相談に応じます。

LMO 独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構

ポケットカード(カードサイズ)
広報誌 LMOへの掲載例

「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、男性従業員の育児休業取得率の向上、育児休業を取得した従業員の円滑な職場復帰等を推進するため、「在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック」を新規採用者へ配布し、育児・介護制度の周知を行っています。

令和6年度においては、新たに子育て支援情報に関するサイト一覧やエルモホームページに掲載している育児プランシート（出生日（予定）を入力することで出産から小学校就学前までに関連する育児制度を確認できる）の使用例を追加し、更なる子育て支援情報を充実させました。

仕事と家庭の両立支援ハンドブック



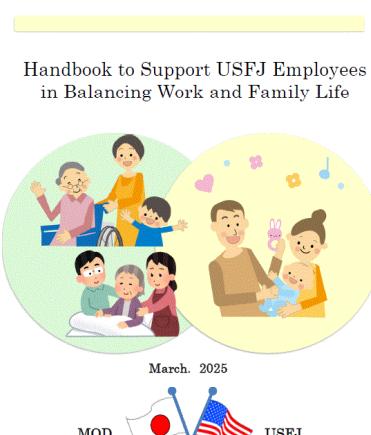
在日米軍従業員のための
仕事と家庭の
両立支援ハンドブック

令和7年3月

防衛省 在日米軍

編集: LMO 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

Handbook to Support USFJ Employees
in Balancing Work and Family Life



March. 2025

MOD 在日米軍

Edited by: Labor Management Organization for USFJ
Employees, Incorporated Administrative Agency LMO

日本語版
英語版

駐留軍等労働者が在日米軍施設で勤務するに当たっての様々な規則、権利、義務、責任等について、簡潔に分かりやすくまとめ、日頃勤務する中での疑問を解消するための手引として、従業員ハンドブックを作成しています。

令和6年度においては、令和6年4月以降に生じた制度改革の内容を反映した改訂版（令和7年（2025）3月）を作成し、エルモホームページに掲載するとともに、駐留軍等労働者及び関係者に配布しました。

(2) 自己評価

「5 事業計画の概要」における各項目の自己評価については、次表のとおりです。詳細については、ホームページ（業務実績等報告書）をご覧ください。

令和6年度項目別評定総括表

項目	評定	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務		
1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	A	786百万円
給与の支給に関する業務		
2 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	B	964百万円
福利厚生の実施に関する業務等		
3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	B	1,396百万円
第2 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務の効率化・組織改編	B	
(1) 業務の効率化		
(2) 機構運営関係費の縮減状況		
(3) システムの安定的な稼働の確保等		
2 調達等合理化の取組の推進	B	
第3 財務内容の改善に関する事項		
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	
(2) 短期借入金の限度額	—	
第4 その他業務運営に関する重要事項		
1 人事に関する計画	B	
(1) 人員の適正な配置		
(2) 研修計画		
(3) 職場環境の整備		
(4) 女性職員の採用及び登用の積極的な推進		
2 積立金の使途		
3 給与水準の適正化等		
4 機構の広報活動		
5 保有資産に係る措置	B	
6 内部統制の推進		
7 情報セキュリティの対策の推進		
8 情報公開・個人情報の保護	B	
法人共通		575百万円
合 計		3,721百万円

※1 水色はセグメントを表している。

※2 評定区分

S 機構の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A 機構の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

(3) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評定	B	B	B	B	—
理由	項目別評定は、20項目のうち、A評定が1項目、B評定が18項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の評定を引き下げる事象もなかったため、B評定とした。				

※ 評定区分

- S 機構の活動により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A 機構の活動により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

10 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	4,070	4,070	
その他収入	-	0	
計	4,070	4,071	公用車の売却による収入等
支出			
基地従業員関係費	463	456	
機構運営関係費	3,607	3,563	
うち 人件費	2,232	2,298	
物件費	1,375	1,265	
計	4,070	4,019	

※ 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

詳細については、ホームページ（決算報告書）をご覧ください。

11 財務諸表の要約

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	655	流動負債	565
現金・預金	413	未払金	333
その他	242	その他	232
固定資産	3,121	固定負債	2,308
有形固定資産	1,223	資産見返負債	1,004
無形固定資産	785	長期リース債務	192
投資その他の資産	1,113	引当金	1,112
		負債合計	2,873
		純資産の部	金額
		資本金	849
		政府出資金	849
		資本剰余金	△82
		利益剰余金	137
		純資産合計	903
資金合計	3,776	負債純資産合計	3,776

※ 貸借対照表以下の表（①～⑤）の計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

区分	金額
I 損益計算書上の費用（A）	3,720
業務費	3,139
一般管理費	563
財務費用	5
臨時損失	13
II その他行政コスト（B）	1
減価償却相当額	1
III 行政コスト（A+B）	3,721

③ 損益計算書

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用（A）	3,707
業務費	3,139
人件費	1,747
減価償却費	237
その他	1,154
一般管理費	563
人件費	357
減価償却費	38
その他	168
財務費用	5
経常収益（B）	3,767
運営費交付金収益	3,322
資産見返負債戻入	158
雑益等	287
臨時損失（C）	13
臨時利益（D）	13
その他調整額（E）	78
当期総利益（B - A - C + D + E）	137

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	849	△81	201	968
当期変動額	—	△1	△64	△65
資本剰余金の当期変動額	—	△1	—	△1
利益剰余金の当期総利益	—	—	△64	△64
当期末残高	849	△82	137	903

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	544
商品又はサービスの購入による支出	△1,002
人件費支出	△2,260
運営費交付金収入	4,070
その他収入・支出	△264
II 投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△742
III 財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	△130
IV 資金増加額（または減少額）(D = A + B + C)	328
V 資金期首残高（E）	741
VI 資金期末残高（F = D + E）	413

詳細については、ホームページ（財務諸表）をご覧ください。

12 財政状態及び運営状況の機構の長による説明

(1) 財務諸表の概要

① 貸借対照表

(資産)

令和6年度末の資産合計は3,776百万円であり、前年度末比302百万円増(8.7%増)となっております。これは、現金及び預金が328百万円減少し、有形固定資産が203百万円増加、無形固定資産が332百万円増加したことが主な要因です。

(負債)

令和6年度末の負債合計は2,873百万円であり、前年度末比367百万円増(14.7%増)となっております。これは、資産見返負債が384百万円増加したことが主な要因です。

② 行政コスト計算書

令和6年度の行政コストは3,721百万円であり、前年度比271百万円の増(7.9%増)となっております。これは、人件費が90百万円増加、減価償却費が87百万円増加したことが主な要因です。

③ 損益計算書

(経常費用)

令和6年度の経常費用は3,707百万円であり、前年度比259百万円の増(7.5%増)となっております。これは、人件費が90百万円増加、減価償却費が87百万円増加したことが主な要因です。

(経常収益)

令和6年度の経常収益は3,767百万円であり、前年度比194百万円の増(5.4%増)となっております。これは、運営費交付金収益が86百万円増加、資産見返運営費交付金戻入が85百万円増加したことが主な要因です。

④ 純資産変動計算書

令和6年度末の純資産は、前年度末の968百万円から利益の処分として国庫納付金の納付を行ったことにより123百万円減少し、当年度に当期純利益59百万円を計上したことにより、903百万円となりました。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、544百万円の収入であり、前年度比40百万円減となりました。これは、人件費支出が63百万円増加したことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、742百万円の支出であり、前年度比669百万円増となりました。これは、固定資産への支出が669百万円増加したことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、130百万円の支出であり、前年度比7百万円増となりました。これは、リース債務の返済による支出が7百万円増加したことが主な要因です。

(2) 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

令和6年度は、物件費において各種経費の計画的・効率的な執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で前年度を基準として3.0%の縮減となり、事業計画に定める縮減率3%を達成しました。

また、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不適正な経費の執行は確認されませんでした。令和6年度における経費節減に係る取組としては、あらゆる努力により、経費の抑制を行いました。

主務省令期間における機構運営関係費の推移

(単位：百万円)

主 務 省 令 期 間									
令和2 年度		令和3 年度		令和4 年度		令和5 年度		令和6 年度	
金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率
245	97%	238	97%	231	97%	224	97%	302	97%

※ 1 人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。

※ 2 金額は決算額であり、前年度比率は前年度予算額に対する比率である。

13 内部統制の運用状況

エルモは、役員（監事を除く。）の職務の執行が、通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項について、通則法第28条第1項の規定に基づき作成された業務方法書（業務の方法について基本的事項を定めたもの）に定めています。主な項目及び令和6年度における実施状況は、次の表のとおりです。

項目（根拠）	概要
役員等会議 (業務方法書第13条)	<ul style="list-style-type: none">理事長による意思決定の補佐原則として毎週火曜日に開催
支部長会議 (業務方法書第13条)	<ul style="list-style-type: none">業務全体の状況把握し、各種懸案事項について各支部長と意見交換等令和6年度は10月に開催
内部統制委員会 (業務方法書第15条)	<ul style="list-style-type: none">内部統制に係る推進体制の強化令和6年度は10月に開催
リスク管理委員会 (業務方法書第16条)	<ul style="list-style-type: none">リスク管理の検討、審議等令和6年度は10月に開催
内部監査 (業務方法書第19条)	<ul style="list-style-type: none">業務運営の効率化、駐留軍等労働者に関する業務の状況等に関する事項について、理事長が職員に命じ内部監査を行わせ、その結果を理事長に報告
監事監査 (業務方法書第19条)	<ul style="list-style-type: none">監事は業務監査及び会計監査を行い、監査報告を理事長及び防衛大臣に提出監査の結果、是正又は改善を必要とする事項がある場合は、理事長又は防衛大臣に対し意見を提出
契約監視委員会 (業務方法書第21条)	<ul style="list-style-type: none">公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む枠組を推進令和6年度は5月に開催

① 内部統制委員会

令和6年10月4日、理事長を委員長とする内部統制委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、令和5年度における内部統制事項に係る推進状況報告書及び令和5年度内部統制に係る評価報告書について審議し、内部統制が有効に機能しているものとして了承を得て、実効性のある内部統制システムの運用であることを確認しました。

また、内部統制の取組状況の確認や再点検の実施、講習会を開催するため、新たに内部統制推進月間を令和7年2月に設けることについて、同委員会で了承されたことから、職員に対しこれらの取組を実施し、内部統制の意義や必要性等について周知を行いました。

② リスク管理委員会

令和6年10月4日、理事長を委員長とするリスク管理委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、同委員会の下に置かれたリスク管理作業グループにおいて、これまでに了承されたリスク分析表について、「制度改正等により新たなリスクが発生していないか」、「把握しているリスクの重要性が変動していないか」、「リスクの対応策（コントロール）について見直しの必要はないか」との観点でリスクの評価及び対応策を検討したリスク分析表の見直し案について審議し、了承を得て所要の見直しを行いました。

また、同表の作成意義やリスクごとの対応策に係る実効性を高めるため、昨年度に引き続き、同表の項目の集約化を図ることや、リスク管理の取組状況の確認や再点検の実施、講習会を開催するため、新たにリスク管理推進月間を令和7年2月に設けることについて、同委員会で了承されたことから、職員に対しこれらの取組を実施し、リスク管理の意義や必要性等について周知を行いました。

内部統制委員会及びリスク管理委員会



③ 内部監査

内部監査は、評価・監査役が本部及び各支部において実施する監査であり、業務の実態及び財産の状況を的確に把握し、業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理に適正を期することを目的とし、その目的を達成するために業務運営及び会計経理の処理状況が適正かつ効率的に行われているかの観点に立ち、監査しています。

令和6年度は、本部及び4支部（横須賀支部、座間支部、岩国支部及び沖縄支部）において監査を行った結果、業務は概ね適正に行われていました。

また、現状の電子化に課題が確認されたことから、臨時監査を2支部（横須賀支部及び佐世保支部）に対して、監事監査と合同で実施しました。

④ 監事監査

監事は、通則法第19条第4項及び第38条第2項に基づき、業務を監査し、監査報告を作成しています。

監査の実施に当たり、内部監査を実施する評価・監査役と緊密な連携を保ちつつ、内部監査計画及び監査結果を実効的に活用するとともに、これまでの監査結果を踏まえ、あらかじめ担当部署から聴取すべきポイントを絞り込んだ上で監査に臨むなど、効率的かつ精確的な監査の実施に努めました。

令和6年度は、本部及び4支部（三沢支部、横田支部、京丹後支部及び佐世保支部）及び臨時監査で2支部（横須賀支部及び佐世保支部）において監査を実施し、また、現状の電子化に課題が確認されたことから、臨時監査を2支部（横須賀支部及び佐世保支部）に対して、内部監査と合同で実施した結果、通則法第19条第9項に基づき理事長又は防衛大臣に提出する意見並びに同法第19条の2に基づき理事長及び防衛大

臣へ報告する事項はありませんでした。

なお、監事は、業務方法書第19条第2項に基づき、理事長と定期的な会合を実施し、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、エルモが対処すべき課題、エルモを取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換し、理事長との相互認識と相互理解を深めるよう努めています。

内部監査及び監事監査



内部監査（座間支部）



監事監査（三沢支部）

⑤ 契約監視委員会

令和6年度契約監視委員会は5月24日に開催され、令和5年度における契約のうち、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約（12件）について審議した結果、一者応札・一者応募については、解消に向け、引き続き更なる競争性の確保等に取り組むよう指摘がなされました。

あわせて令和5年度調達等合理化計画における取組結果及び令和6年度における調達等合理化計画について点検を行い、令和6年度においても引き続きコンプライアンスを徹底の上、競争性の確保等に努めるよう措置がなされたところです。

⑥ 独立行政法人評価制度委員会

令和6年9月17日、独立行政法人評価制度委員会との意見交換会を開催し、エルモの業務内容の紹介や、業務に対する評価についての意見交換などを行ったことで、エルモの業務に関する理解を深めていただきました。

14 エルモに関する基礎的な情報

(1) 沿革

平成14年4月1日 独立行政法人として駐留軍等労働者労務管理機構設立
平成19年1月9日 防衛庁の省移行により、主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣
に変更
平成27年4月1日 行政執行法人に移行

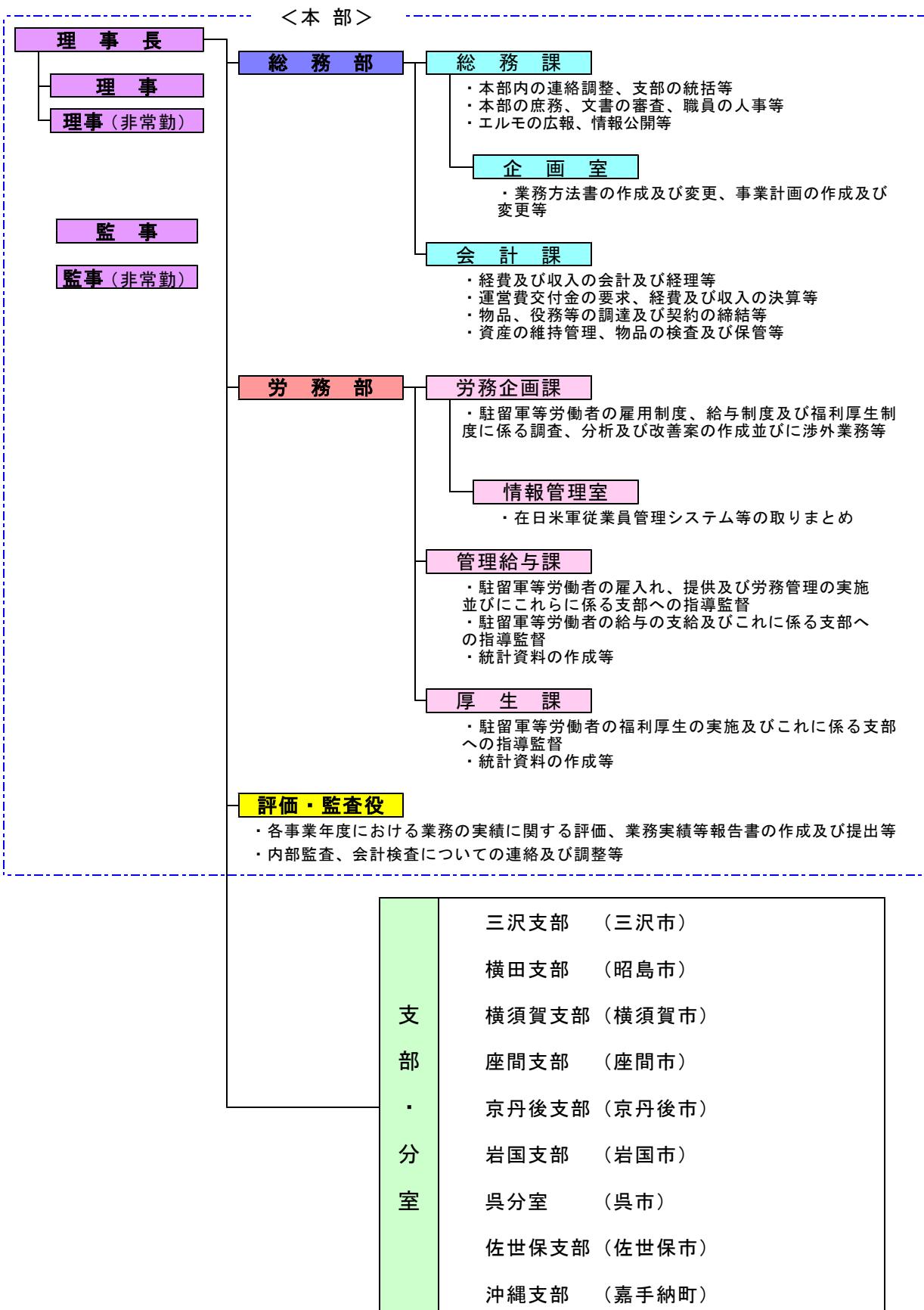
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）

(3) 主務大臣（主務省所管課）

防衛大臣（防衛省地方協力局労務管理課）

(4) 組織図（令和6年度末現在）



(5) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

■ エルモの配置と主な在日米軍基地



○ 本 部 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目3番20号
 神谷町MTビル
 電話番号 03-5422-1990
 F A X 03-3438-2567
 ホームページ <https://www.lmo.go.jp>



※令和6年8月13日に移転

[アクセス]

- ・東京メトロ日比谷線 神谷町駅直結
- ・東京メトロ南北線 六本木一丁目駅 泉ガーデン出口から徒歩8分
- ・都営三田線 御成門駅 A5出口から徒歩9分

○ 支 部 (8支部)

三沢支部 〒033-0012
 青森県三沢市平畠一丁目1番25号
 電話番号 0176-53-4165
 F A X 0176-52-3033



[アクセス]

三沢駅から三沢市コミュニティバス(みーぱす)ビードル西線(市立病院行き)乗車、三沢中央バス停下車(所要時間約10分)

横田支部 〒196-0005
 東京都昭島市代官山二丁目4番4号
 昭島昭和第2ビル
 電話番号 042-542-7660
 F A X 042-542-7667



[アクセス]

JR昭島駅北口から徒歩約3分

横須賀支部 〒238-0011
 神奈川県横須賀市米が浜通一丁目6番地
 村瀬ビル
 電話番号 046-828-6950
 F A X 046-828-6938



[アクセス]

- ・京浜急行横須賀中央駅から徒歩約10分
- ・JR横須賀駅から京浜急行バス横須賀駅前3番(安浦二丁目行き、堀内行き、観音崎行き、防衛大学校行き)乗車、米ヶ浜バス停下車(所要時間約8分)から徒歩約3分

座間支部 〒252-0011
 神奈川県座間市相武台一丁目46番1号
 電話番号 046-251-1547
 F A X 046-251-0614



[アクセス]

- 小田急小田原線相武台前駅から徒歩約5分

京丹後支部 〒629-2503
 京都府京丹後市大宮町周枳1975番地
 MICビル
 電話番号 0772-68-0920
 F A X 0772-68-0921



[アクセス]

- 京都丹後鉄道宮豊線京丹後大宮駅から徒歩約20分

岩国支部 〒740-0027
山口県岩国市中津町二丁目15番35号
電話番号 0827-21-1271
F A X 0827-21-1273



[アクセス]
JR岩国駅からいわくにバス潮風公園線(潮風公園行き)基地前バス停下車(所要時間約5分)から徒歩約1分

岩国支部 〒737-0051
広島県呉市中央一丁目6番9号
センタービル呉駅前
電話番号 0823-32-7087
F A X 0823-25-2008



[アクセス]
JR呉駅から徒歩約2分

佐世保支部 〒857-0056
長崎県佐世保市平瀬町3番1号
電話番号 0956-23-7191
F A X 0956-23-9229



[アクセス]
JR佐世保駅みなと口から佐世保海軍施設方面西へ1km
(徒歩約15分)

沖縄支部 〒904-0202
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1
電話番号 098-921-5531
F A X 098-921-5527



[アクセス]
那覇バスターミナルから系統番号20番、28~29番、120番に乗車、「嘉手納」バス停下車し62番に乗車、「嘉手納町運動公園入口」バス停を下車(所要時間合計約60分)から徒歩約5分

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	2,753	2,718	2,771	3,473	3,776
負債	1,885	1,834	1,836	2,506	2,873
純資産	868	884	936	968	903
行政コスト	3,333	3,453	3,310	3,450	3,721
経常費用	3,330	3,451	3,309	3,449	3,707
経常収益	3,323	3,491	3,397	3,573	3,767
前事業年度繰越積立金取崩額	103	73	78	77	78
当期総利益	95	113	167	201	137
利益剰余金	95	113	167	201	137
業務活動によるキャッシュフロー	254	164	256	584	544
投資活動によるキャッシュフロー	△111	△157	△10	△73	△742
財務活動によるキャッシュフロー	△107	△109	△116	△123	△130
資金期末残高	326	224	354	741	413

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 事業計画予算（令和7事業年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	3,790
計	3,790
支出	
基地従業員関係費	493
機構運営関係費	3,297
うち 人件費	2,334
物件費	963
計	3,790

※ 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

② 収支計画（令和7事業年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	4,115
経常費用	4,115
基地従業員関係費	493
物件費	963
人件費	2,334
減価償却費	65
賞与引当金繰入	162
退職給付費用	97
財務費用	-
臨時損失	-
収入の部	4,115
運営費交付金収益	3,790
寄付金収益	-
資産見返運営費交付金戻入	65
資産見返物品増額戻入	-
賞与引当金見返に係る収益	162
退職給付引当金見返に係る収益	97
臨時利益	-
純利益	-
前年度積立金取崩額	-
総利益	-

※ 1 収支計画は、予算ベースで計上した。

※ 2 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

③ 資金計画（令和7事業年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	3,790
業務活動による支出	3,790
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
次年度への繰越金	-
資金収入	3,790
業務活動による収入	3,790
運営費交付金による収入	3,790
その他の収入	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	-

※ 1 資金計画は、予算ベースで計上した。

※ 2 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

15 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

科 目	説 明
その他（流動資産）	棚卸資産、前払費用、賞与引当金見返
有形固定資産	土地、建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	電話加入権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定
投資その他の資産	預託金、退職給付引当金見返
その他（流動負債）	預り金、短期リース債務、賞与引当金
資産見返負債	運営費交付金により償却資産を取得する場合に計上される負債等
長期リース債務	ファイナンス・リース取引に係る債務残高のうち、1年を超えるもの
引 当 金	退職給付引当金
政府出資金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	国から現物出資された資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

科 目	説 明
損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資財源の固定資産の減価償却相当額等
行政コスト	独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用した全てのコストを示すフルコスト情報

③ 損益計算書

科 目	説 明
業 務 費	独立行政法人の業務に要した費用
一 般 管 理 費	独立行政法人の業務に間接的に要した費用（総務部門等経費）
財 务 費 用	リース物品の利息相当額
運営費交付金収益	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
資産見返負債戻入	資産見返負債の減価償却額等
そ の 他 調 整 額	前事業年度繰越積立金の取り崩した額

④ 純資産変動計算書

科 目	説 明
当 期 末 残 高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

科 目	説 明
業 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の売却等による収入・支出が該当
財 务 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	リース債務の返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

① ホームページ

ホームページでは、エルモに関する情報提供のほか、在日米軍従業員募集パンフレットなどの配布物もホームページから閲覧することができます。

なお、現行のホームページについて、より「分かりやすい」、「利用しやすい」ものとするため、内容の刷新を図り、令和7年度中にリニューアルしたものを公開すべく、所要の作業を開始したところです。

詳細については、ホームページ (<https://www.lmo.go.jp>) をご覧ください。

The screenshot shows the official website of LMO. At the top, there is a header with the LMO logo, the name '独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構(エルモ)' (Independent Administrative Agency for Labor Management of Personnel in Japan), and links for 'サイト内検索' (Site search), 'Google', 'サイトマップ' (Site map), and 'English'. Below the header is a navigation menu with tabs: 'エルモの概要' (About LMO), '業務実績' (Achievements), '求人情報' (Job Information), '情報公開・公文書管理' (Information Disclosure), '個人情報保護' (Personal Information Protection), and '調達情報' (Procurement Information). The main content area features several images of military personnel in various roles: office workers, military members with dogs, firefighters, chefs, industrial workers, and students. A counter at the bottom left indicates 'アクセス数 | 4366567'. Below the images are three main sections: '在日米軍従業員募集情報！' (Job Information for U.S. Forces in Japan), '従業員の方' (For Employees), and 'エルモ職員採用情報' (Job Information for LMO Staff). Each section has a corresponding icon and a brief description. The 'FOR EMPLOYEES' section contains a large button labeled 'FOR EMPLOYEES'.

② ソーシャルメディア

エルモの業務や取組に係る広報活動のより一層の充実を図るために、X に加え、令和7年1月から新たに Instagram、Facebook 及び YouTube の運用を開始しました。

また、機構職員採用、在日米軍従業員募集のXアカウントを統合することにより、それぞれの情報の利便性の向上を図り、機構の業務内容等について広く理解が深まるようにしました。

エルモでは、機構職員採用や在日米軍従業員募集などエルモの様々な情報を幅広い年代層に周知するため、ソーシャルメディアを利用する方に興味を持っていただけるよう文章や画像等を工夫し発信しています。

さらに、ホームページで新たな情報を公表したタイミングに合わせて発信し、ホームページの利用者を増やすよう努めました。

Xアカウント



Instagram アカウント



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）
[ELM] | 情・フォロー4人

プロフェッショナルなマッチングカード

広告を削除

投稿 基本データ メンション レビュー フォロー 稼働 その他

自己紹介

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）の公式Facebookページです。

自社紹介を閲覧

LIVE その気持ち、シェアしよう

ライブ動画 写真・動画 リール動画

注目のコンテンツ

何か質問がない限り、これはメンバーに表示されません。

投稿 ギルフィルター 順序を調整

リスト表示 クリック表示

LIVE 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）
1日 8

Facebook アカウント



YouTube アカウント



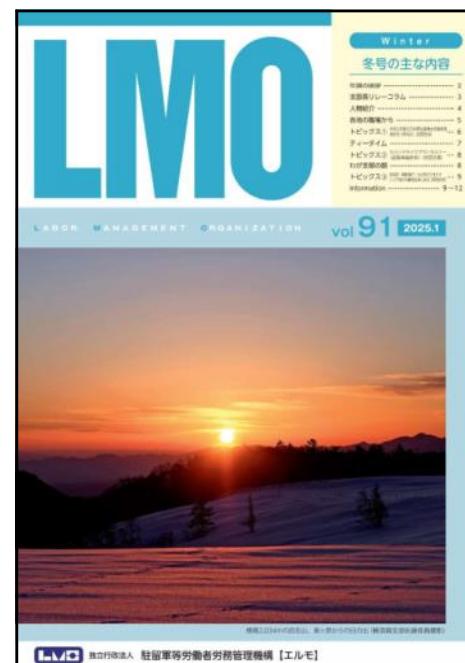
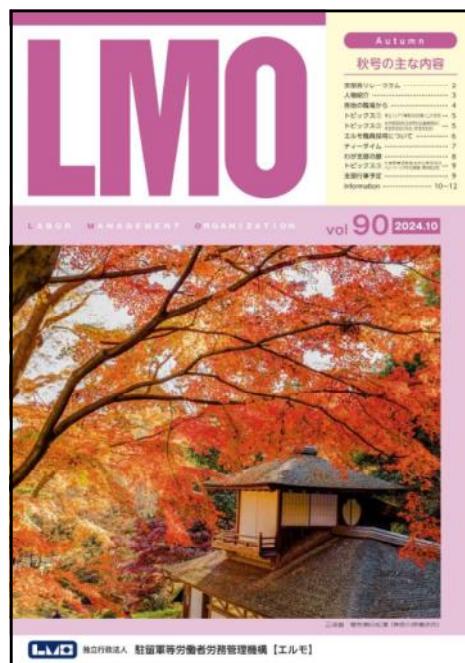
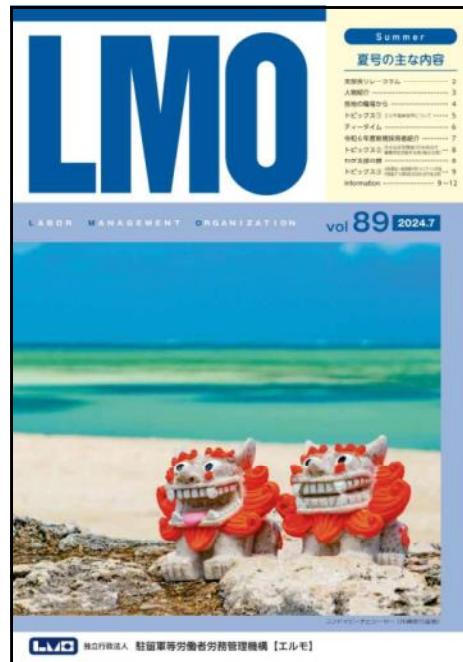
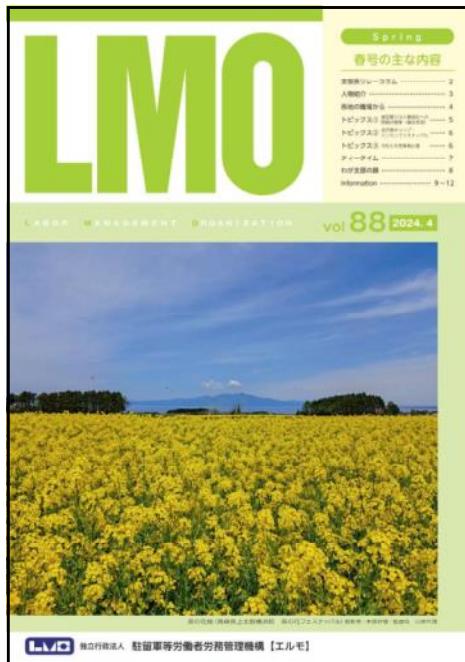
The image shows a mobile screenshot of a YouTube channel profile. At the top, the channel name 'LMO_channel' is displayed in a large, bold, black font. Below it, the channel's statistics are shown: 1 subscriber and 3 videos. A blue rectangular button with the letters 'LMO' in white is positioned to the left of the channel name. Below the stats, there is a link to 'このチャンネルの詳細...さらに表示'. Two buttons are present below the stats: 'チャンネルをカスタマイズ' and '動画を管理'. The main content area shows a thumbnail for a video titled 'エルモの紹介', which has 25 views and was uploaded 1 month ago. To the right of this thumbnail, another video thumbnail for 'LMO紹介' is visible, showing 61 views and uploaded 1 month ago. The bottom right corner of the screen displays a red progress bar with the number '124'.

③ 広報誌「LMO」

広報誌「LMO」は、平成14年の創刊以来、季刊号としてエルモの業務内容等について理解を得ることを目的として発行し、駐留軍等労働者を始め、一般の方々の理解と関心を深めるため、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等へ配布しています。

令和6年度は、4月、7月、10月及び1月の計4回、各号約2,440部、年間約9,760部を発行しました。広報誌「LMO」には、全国の各米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の活躍や福利厚生事業（心の健康相談、アスベスト（石綿）に係る健康相談窓口の案内）等に関する記事及び各支部における行事予定等を掲載し、駐留軍等労働者に対する情報提供誌としての役割を担っています。

広報誌は、ホームページ（広報誌「LMO」）にも掲載しています。



⑤ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構職員採用パンフレット

職員採用パンフレットは、ホームページ（エルモ職員採用情報）にも掲載しています。



エルモの概要

エルモの主な業務

- 在日米軍従業員の雇入れ等に関する業務
- 在日米軍従業員の給与の支給に関する業務
- 在日米軍従業員の福利厚生の実施に関する業務

エルモとは？

わが国に駐留している在日米軍が任務を遂行するため、国(防衛大臣)は、在日米軍従業員を雇用しています。在日米軍従業員の仕事は、事務・技術・消防・警備等のほか、基地内の売店・食堂の業務など多岐に亘っています。エルモはその在日米軍従業員の雇入れ、給与の支給、福利厚生の実施等に関する労務管理業務を行っています。

エルモの概要

◎主務省 防衛省(主務大臣:防衛大臣)	◎職員数 約280人	◎組織 本部及び全国8支部1分室
◎職員の身分 国家公務員(一般職)		

LMO エルモ組織図

```

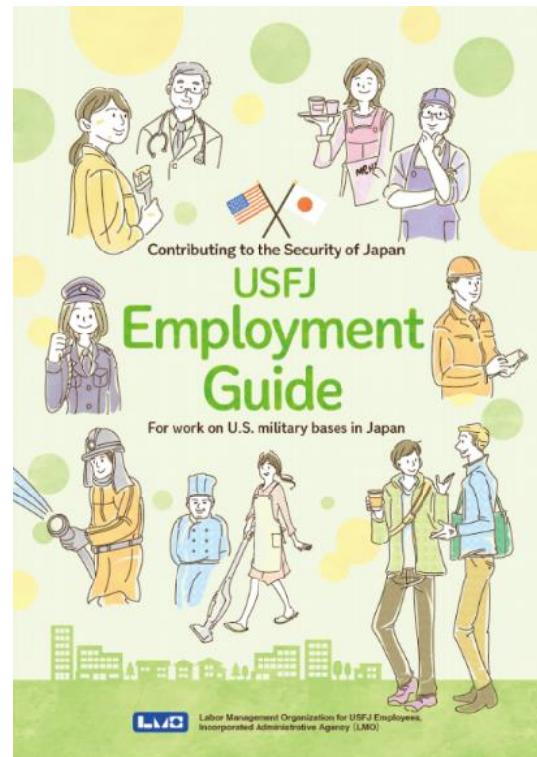
    graph TD
      Director[理事長] --- Secretary[秘書]
      Director --- Manager[理 事]
      Director --- Manager[監 事]
      Manager --- Manager[理事(非常勤)]
      Manager --- Manager[監事(非常勤)]
      Manager --- Manager[監事(非常勤)]
      Manager --- Manager[監事(非常勤)]
      
      Secretary --- Department[総務部]
      Secretary --- Department[労務部]
      Secretary --- Department[評議・監査役]
      
      Department --- Branch[三沢支部]
      Department --- Branch[横田支部]
      Department --- Branch[横須賀支部]
      Department --- Branch[座間支部]
      Department --- Branch[京丹後支部]
      Department --- Branch[岩国支部]
      Department --- Branch[浜分室]
      Department --- Branch[佐世保支部]
      Department --- Branch[沖縄支部]
  
```

⑥ 在日米軍従業員募集案内

在日米軍従業員募集案内は、ホームページ（求人情報）にも掲載しています。



日本語版



英語版

雇用と待遇について Employment and Working Conditions

■ 軍用の制限
日本軍政府とアメリカ合衆国政府との間の通商は供給的の中でも、次の方は禁(強制大蔵)が適用して日本軍に供給することができない。

基本方薬契約(MLC)-専薬契約(MLD) 薬機開発方薬契約(DMC)

四

基本世界保健の(MLC)は総務省規約(OA)には、大きく分けて常用と臨時の適用範囲があります。

新規運用のため新規された回路基板、既製のほか内蔵、既用として販売します。
（既用部品は既用、専用部品は新規開発される場合があります。）

• 100 •

基 本 指
整筋する筋群ごとに基本輪郭・導筋(1~10番筋)が決められており、筋群が重ならない限り、原則として導筋は直更に取りません。

主な問題の基本解題法、以下のとおりです。

中華書局

调平当

⑦ 令和6年度配布用募集ポスター



沖縄基地の就職募集

沖縄県庁の力が叶う沖縄基地本
店舗での面接にて面接ください



求人情報検索メールサービス

求人情報をメールで
お受け取ります
お問い合わせ



X(旧Twitter)

在日米軍基地求人情報(エルモ)
@LMO_JPaccuse



お問い合わせ・お問合せ

LMO 独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構[エルモ]

